

第16回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年10月24日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

1	高田洋一	6	有田亜佳
---	------	---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第75号 非農地証明願について

日程第5 議案第76号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第16回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>10月の後半になりまして若干朝方寒くなっていますが、温度が下がるのとあわせて柚子の収穫の最盛期を迎えます。</p> <p>今日も柚子の関係で休まれている方も居られると思いますが、事前に配っています議案に従いまして、慎重に審議していただきますようお願いしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>高田委員、有田委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の柿本委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第16回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に3番 松岡照明委員、4番 中平勝則委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番及び2番について、赤松拓也委員より説明願います。</p>
赤松委員	<p>議席番号2番 赤松です。</p> <p>議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番及び2番の説明をします。</p> <p>まず順位1番について説明します。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第73号 順位1番 説明】</p>
赤松委員	<p>農地法第3条第2項各号について、10月18日に譲受人の代理人、事務局</p>

	2名、私の計4名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第73号 順位1番 説明】
赤松委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第73号 順位2番 説明】
赤松委員	農地法第3条第2項各号について、10月18日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第73号 順位2番 説明】
赤松委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位3番について、青木武司委員より説明願います。

青木委員	議席番号12番 青木です。 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第73号 順位3番 説明】
青木委員	農地法第3条第2項各号について、10月19日に譲渡人2名、譲受人、事務局2名、柿本推進委員、私の計7名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第73号 順位3番 説明】
青木委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位4番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第73号 順位4番 説明】
谷口委員	農地法第3条第2項各号について、10月18日に譲受人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は遠方の方なので現地調査に立ち会うことはできませんが、電話で申請内容について確認をしています。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第73号 順位4番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、二宮正宏委員より説明願います。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第74号 順位1番 説明】
二 宮 委 員	10月18日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、井伊推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第74号 順位1番 説明】
二 宮 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位2番及び3番について、高田光一委員より説明願います。

高田委員	議席番号7番 高田です。 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番及び3番の説明をします。 まず順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第74号 順位2番 説明】
高田委員	10月18日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、赤松推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第74号 順位2番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位3番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第74号 順位3番 説明】
高田委員	10月18日に譲渡人及び譲受人の代理人、事務局2名、赤松推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第74号 順位3番 説明】
高田委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位3番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第74号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、 順位3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	日程第4 議案第75号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝 委 員	議席番号8番 芝です。 議案第75号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第75号 順位1番 説明】
芝 委 員	10月19日に申請人、事務局2名、渡邊推進委員、赤松推進委員、私の計 6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第75号 順位1番 説明】
芝 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当するこ とを確認しました。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第75号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とす ることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第75号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非 農地と決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位15番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法 律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から14番までを一括審議し、順位15番は該当委員退席後 に審議します。 順位1番から14番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第76号について順位1番か ら順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大 字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。

	【議案書に基づき、議案第76号 順位1番から14番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から14番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から14番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議長	それでは、順位15番について事務局より説明願います。
事務局	順位15番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第76号 順位15番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位15番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位15番についまし

		ては、原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付けで、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議	長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
		(〇〇〇〇委員 着席)
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第16回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		議事録署名委員
		3番
		4番